

## 入所利用料金表(2割負担の場合)

## ◎介護保険給付一部負担金

2割

## &lt;介護保険施設サービス費(I) i ~従来型 個室~ &gt;

(単位:円)

項目	概要	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本施設サービス費	施設サービス費 1割負担額	1,434円/日	1,526円/日	1,656円/日	1,766円/日	1,864円/日

## &lt;介護保険施設サービス費(I) iii ~多床室(2人室・4人室)~ &gt;

項目	概要	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本施設サービス費	施設サービス費 1割負担額	1,586円/日	1,686円/日	1,816円/日	1,922円/日	2,024円/日

項目	概要	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35%以上配置する体制又は介護福祉士80%以上の体制			44円/日		
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす体制			48円/日		
宅復帰・在宅療養支援機能加算( )	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして届出た介護老人保健施設が算定			102円/日		
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入所者を50で除して得た数以上配置。栄養ケア計画を作成、栄養ケア計画に従い週3回以上食事の観察を実施し、入所者ごとの栄養状態や嗜好等を踏まえた食事の調整を行った場合に加算されます。			22円/日		
口腔衛生管理加算(II)	歯科医師などの指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理に係る計画が作成され、月二回以上、入所者の口腔衛生等の管理を行った場合に加算されます。			110円/月		
科学的介護推進体制加算(II)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護老人保健施設が算定			120円/月		
介護職員等処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護老人保健施設が算定			介護給付費の総単位数の7.5%に相当する額		

※在宅復帰・在宅療養支援機能加算は算定要件を充たす期間について加算されます。

＜その他の介護保険施設サービス(保険給付)一部負担金について＞

項目	概要	日額または1回あたりの負担金
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。	60円/日
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制を整備し、入所時に1回を限度として算定します。	20円/回
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅰ)	医療機関との間で、新興感染症の発生時の体制を確保し、感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時に連携し対応している。診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加している場合に1月につき算定します。	10円/月
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	入所後3ヶ月以内の期間に医師の指示を受けたPT・OTが集中的なリハビリテーションを行い、かつ、入所時及び1月に1回以上ADL評価を行うとともに、その評価結果の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。	516円/日
短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	入所後3ヶ月以内の期間に医師の指示を受けたPT・OTが集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。	400円/日
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断される認知症の入所者に対して医師の指示を受けたPT・OTが入所から3か月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行い、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に加算されます。	480円/日
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断される認知症の入所者に対して医師の指示を受けたPT・OTが入所から3か月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合加算されます。	240円/日
外泊時費用	利用者の外泊を認めた場合に、基本サービス費(所定単位数)に代えて算定します。	724円/日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う場合に加算されます。	900円/回
退所時情報提供加算(Ⅰ)	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して当該入所者の診療情報、心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り加算されます。	1,000円/回
退所時情報提供加算(Ⅱ)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り加算されます。	500円/回
入退所前連携加算(Ⅰ)	退所後に利用する居宅介護支援事業者と連携し入所者の同意を得て退所後のサービス等の利用方針を定め、退所前から連携し情報提供とサービス調整を行う場合に加算されます。	1,200円/回
入退所前連携加算(Ⅱ)	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に加算されます。	800円/回
緊急時治療管理費	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を行った場合に算定します。	1,036円/回
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎、尿路感染症、蜂窩織炎、帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る。)、慢性心不全の増悪に該当する入所者に対し投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定します。	478円/回
ターミナルケア加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りを行った場合に加算されます。	死亡日以前 31日～45日以下 144円/日 4日～30日以下 320円/日 死亡日前日、前々日1820円/日 死亡日当日:3,800円/日

## 入所利用料金表(2割負担の場合)

居住費	○個室(室料、光熱水費相当)、多床室(光熱水費相当) ※但し、世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方等で、負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の額			個室 1,728円	多床室(2人室) 437円/日	多床室(4人室) 437円/日
食 費	○食材料費及び調理費用含む。 ※但し、世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方等で、負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載の額			1,920円/日		
特別室料	個 室 ※税別		1,910円／日	2人室 ※税別		960円／日
日 用 品 □ ※利用される場合□	おしごり、口腔ケア用品、入歯洗浄剤、バスタオル、ボディーシャンプー、シャンプーリンス、洗身用ボディブラシ・スポンジ、入浴用品、ペーパータオル、ティッシュペーパー、うがい液、作業エプロン等			100円／日		
教養娯楽費 □ ※利用される場合□	お茶の時間(お菓子、飲み物等)、各種レクリエーション材料、華道クラブ花代、書道クラブ紙墨汁代、手芸材料、折り紙材料、陶芸教室材料、講師謝礼、地域グループ交流費、地域行事参加費用、料理教室材料費、納涼祭等行事備品レンタル、イベント作品制作材料、花見・苑外活動車両費等			150円／日		
電 気 代 □ ※利用される場合□	テレビ(持込み)使用の場合	30円／日	電気毛布等、電熱器具使用の場合		40円／日	
健康管理費	インフルエンザ予防接種	1,500円/回 ※各市町村が実施する予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種の委託を受けた場合は、その当該市町村との委託契約に基づき実施します。				

※洗濯物を業者へ委託される方、理美容カット等を希望される方は取次ぎいたします。